

「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の一部改正について

平成 23 年 4 月 19 日

日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

金融商品取引所においては、株価指数、商品価格等の特定指標に連動する価格で償還請求をすることができる外国指標連動証券（外国法人が外国で発行する有価証券のうち金融商品取引法第2条第1項第5号に規定する有価証券の性質を有するものであって、当該有価証券の償還価額が特定の指標（金融商品市場における相場その他の指標をいう。）に連動することを目的とするものをいう。）を信託財産とする「信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券」（Exchange Traded Note : E T N）について、上場制度の整備を行うこととしている。

今般、金融商品取引所における E T N への対応状況を踏まえ、「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の一部について、以下のとおり改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

「株券等」の定義に外国指標連動証券を信託財産とする外国証券信託受益証券を追加する。

（第3条第1号）

III. 施行の時期

この改正は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

以 上

「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の一部改正について

平成 23 年 4 月 19 日

日本証券業協会

I. 改正等の趣旨

証券市場を巡る外部環境をみると、情報端末の高度化の更なる進展等により、情報入手の迅速性・容易性は格段に向上しており、市場参加者からは、取引所金融商品市場における迅速な取引機会の提供についてニーズが高まっている状況にある。

今般、グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄制度においても、取引所金融商品市場同様、売買停止制度の実効性の向上及び市場参加者のニーズ等に対応した売買停止時間の見直しを行うため、「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の一部について、以下のとおり改正を行うこととする。

II. 改正等の骨子

グリーンシート銘柄若しくはフェニックス銘柄又は当該銘柄の発行会社に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は本協会が当該情報の内容を周知させる必要があると認める等の場合に売買停止を行っているが、売買停止時間を、当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを本協会が確認した後 15 分経過した時までとする。

(第 34 条第 3 号)

III. 施行の時期

この改正は、平成 23 年 5 月 9 日から施行する。

本協会の自主規制規則の見直しに関する提案の募集について

平成 23 年 4 月 19 日

1. 目的

本協会では、「自主規制規則のあり方に関する検討懇談会 中間論点整理」(平成 22 年 6 月 29 日)における提言を受け、実効性のある自主規制規則の制定等を目的として、本年 1 月 18 日、「自主規制規則の制定等に関する基本的考え方」(以下「基本的考え方」という。)を取りまとめたところである。

上記基本的考え方において「定期的(年 1 回程度)に、協会員等に対して規則の見直し等に関する意見・要望の募集を実施し、寄せられた意見・要望の内容を整理・検討のうえ、必要に応じて、規則所管委員会等において審議を行い、見直しを行う。」ことが謳われたことを踏まえ、今般、協会員各社より、「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」を募集する。

2. 募集方法

(1) 募集対象

会員及び特別会員

(2) 募集内容

本協会の自主規制規則、統一慣習規則、紛争処理規則及び関連するガイドライン等の見直し等に関する提案(ただし、法令の改正を要する事項を除く)

(3) 募集期間

平成 23 年 4 月 19 日(火)から 5 月 13 日(金)まで

(4) 提出方法

別表様式に提案内容を記載のうえ、自主規制企画部あてに電子メールにて提出

3. 今後の検討手順・スケジュール

時期	検討手順・スケジュール
平成 23 年	
4 月 19 日 - 5 月 13 日	○「自主規制規則の見直しに関する提案の募集」募集の期間
5 月、6 月	○協会事務局において提案を整理・検討
6 月	○協会事務局が「課題整理(仕分け表)」作成 (重要項目は、当面の主要課題に反映)
7 月	○自主規制会議、各所管委員会において「検討計画」を報告・公表
12 月	○自主規制会議、各所管委員会において「検討結果」を報告・公表

時期	検討手順・スケジュール
平成24年	
1月	○各所管委員会において「規則改正案のパブコメ実施」を審議・公表 ○自主規制会議において「規則改正案のパブコメ実施」を報告
2月	○自主規制会議、各所管委員会において「規則改正案」を審議・公表
4月	○規則改正施行

※平成24年以降も、上記のスケジュールに沿って年1回を目処に実施する。

以 上

平成 22 年度の協会員に対する監査結果について

平成 23 年 4 月

日本証券業協会

I 概要

(1) 監査実施数

平成 22 年度に監査を実施した会社数は、会員 84 社、特別会員 57 機関。(監査結果を通知した会社数は、会員 81 社、特別会員 61 機関。)

(2) 平成 22 年度監査の重点事項

- ① 内部管理態勢（リスク管理態勢を含む）の充実・強化を一層推進する観点から、その整備・強化の状況の点検、
- ② 投資者保護の観点から適合性の原則の遵守状況及び高齢者への販売時における説明状況の点検、
について重点的に実施。

(3) 監査の指摘状況

- ① 会員では、法令・諸規則違反等で指摘をした会社数は 28 社で 21 年度の 43 社に比べ大幅に減少（指摘割合では 22 年度は約 35% で 21 年度の約 45% に比べ約 10 ポイント減少）。
- ② 特別会員では、法令・諸規則違反等で指摘をした会社数は 17 機関で 21 年度の 7 機関に比べ倍増（指摘割合では 22 年度は約 28% で 21 年度の約 13% に比べ約 15 ポイント増加）。

(4) 指摘内容

- ① 内部管理態勢関係では、
 - イ 顧客の投資目的が元本の安全性重視としている高齢者に対して、株式や元本保証のない投資信託を勧誘し、取引が行われているなど、顧客の投資目的に則した適正な投資勧誘の履行を確保する態勢整備が不十分であった、
 - ロ システムリスク管理において、システム障害の発生等の対応に終始し、当社が管理すべきリスクの所在や種類を把握していないなど、リスクが顕在化することの未然防止に向けた管理態勢の整備が不十分であった、
- など。

② 投資者保護関係では、

- イ 顧客に対し、ファンド・オブ・ファンズ形態の投資信託の信託報酬率の表示について、投資ファンドに係る信託報酬がかからないかのような誤解を生ぜしめるべき表示を行っていた、
 - ロ 投資信託取引口座を開設する顧客に対し、契約締結前交付書面を交付せず、また、顧客に理解されるための説明をすることなく、金融商品取引契約を締結した、
- など。

③ 指摘に至った原因として、依然として、以下のような内部管理態勢の不備が挙げられる。

- イ 役職員において、法令・諸規則の理解が不十分であったこと。
- ロ 内部管理部门のチェック態勢が十分に機能していないこと。
- ハ 社内通知等の形式的な周知に止まり、具体的な検証や改善に関する検討が行われていないこと。
- ニ 営業部店に管理を任せ切りで、本部において実施状況等の把握・確認を怠っていたこと。

Ⅱ 監査実施状況

監査着手日ベース（平成 22 年 4 月～同 23 年 3 月に監査を着手）

	会員（証券会社）		特別会員（登録金融機関）	
	22 年度	21 年度	22 年度	21 年度
監査実施会社数	84 社 (注 1)	91 社	57 機関 (注 2)	61 機関
1 社平均の監査日数	6.3 日	6.1 日	4.9 日	5.2 日
(1 社あたりの監査日数)	(3～15 日)	(3～13 日)	(4～7 日)	(3～8 日)
1 社平均の監査人員	4.5 人	4.6 人	4.1 人	4.0 人
(1 社あたりの監査人員)	(3～17 人)	(3～17 人)	(3～6 人)	(2～6 人)

(注 1) 内訳は、証券取引所との合同検査 33 社、本協会単独の監査 51 社。

(注 2) 内訳は、都市銀行等 2 機関、地方銀行 24 機関、第二地銀協地銀 13 機関、信用金庫等 10 機関、その他 8 機関

Ⅲ 監査結果の概要

結果通知日ベース（平成 22 年 4 月～同 23 年 3 月に結果通知を交付）

	会員（証券会社）		特別会員（登録金融機関）	
	22 年度	21 年度	22 年度	21 年度
法令・諸規則違反等を指摘した会社数	28 社	43 社	17 機関	7 機関
法令・諸規則違反等が認められなかった会社数	53 社	52 社	44 機関	49 機関
計	81 社	95 社	61 機関	56 機関

以 上

外務員資格試験等の一時中止等について

平成 23 年 4 月 19 日

日本証券業協会

この度の東北地方太平洋沖地震発生及び計画停電の実施に伴い、去る 3 月 14 日以降、東北・関東地域を中心とする試験会場において、外務員等資格試験及び外務員資格更新研修（以下「外務員等資格試験等」という。）の実施を一時中止する措置を講じた。（裏面参照）

3 月 29 日以降、東京 23 区等の計画停電対象外の地域の試験会場において、順次、外務員等資格試験等を再開し、4 月 12 日からは、関東甲信越地方を中心とする計画停電対象地域の試験会場において再開している¹。

また、東北地方の試験会場においては、4 月 15 日から外務員等資格試験等を再開している。

なお、上記措置の実施を踏まえ、外務員資格更新研修を受講しなければならない者のうち、地震が発生した本年 3 月 11 日から 6 月 29 日の間に受講期限を迎える者については、当該期限を 6 月 30 日まで延長する措置を講じている。

以 上

¹ 計画停電が実施された場合には、その時間帯にかかる外務員等資格試験等を中止し、後日改めて受験（受講）していただく対応としている。

外務員等資格試験等の実施を中止した試験会場及び期間

都県	試験会場	会場数	中止期間
青森県	県内の全ての試験会場	3	3月14日～4月14日
岩手県		1	
宮城県		1	
秋田県		1	
山形県		2	
福島県		2	
茨城県		1	3月14日～4月11日
栃木県		1	
埼玉県		3	
群馬県		1	3月14日～4月4日
千葉県		3	
東京都	23区内の試験会場	14	3月14日～3月28日
	府中会場、町田駅北口会場、 八王子駅北口会場	3	3月14日～4月11日
神奈川県	横浜駅西口会場、武蔵小杉会場	4	3月14日～3月28日
	本厚木会場	1	3月14日～4月11日
山梨県	県内の全ての試験会場	2	
新潟県		2	
静岡県	沼津会場	1	
小 計		46	
上記以外の試験会場数		58	
合 計		104	

(注) 群馬県及び千葉県の試験会場は、計画停電対象地域内であるが、立地条件により、計画停電の影響を受けない。

以 上

「信用取引に係る証券会社の保有担保株式の議決権行使の在り方に関する
懇談会」設置要綱

平成 23 年 4 月 15 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 設置の趣旨

先般、金融商品取引所に上場する発行会社がMBOを実施した際、当該MBOに反対する株主が信用取引により、当該発行会社の株式の買い集めを行っていたものの、当該MBOの実施の可否を議案とする株主総会開催に係る基準日において現引き（信用取引に係る買付代金を返済し、現物株式を引き取る行為をいう。）を行わなかったため、当該株主の注文を取次いでいた証券会社が議決権を保有することとなった。その際、証券会社が保有した議決権数の規模が当該MBOの株主総会における賛否に大きく影響を与えうる規模であったことから、証券会社による議決権行使の是非が世間の注目を集めたところである。

一般的に、制度信用取引において、顧客が信用取引により株式を買い付けた場合、当該株式を担保に入れることとなっており、その際、証券会社が担保として保有することとなる議決権の行使に関しては、法令及び自主規制規則等において、特段の定めがなされておらず、証券会社毎にその取扱いが分かれている状況にある。

そのような状況を踏まえ、証券会社が市場仲介者としてどのように対応を講じることが望ましいのかという観点から、信用取引に係る証券会社が保有する担保株式の議決権の在り方について有識者等の意見を聞き、考え方について整理することを目的としてエクイティ委員会のもとに、標記懇談会を設置する。

2. 検討事項

- (1) 信用取引に係る証券会社が担保として保有する株式の議決権行使の在り方について
- (2) その他

3. 懇談会の構成及び運営

- (1) 本懇談会の人数は、15名程度とする。
- (2) 本懇談会のメンバーは、有識者及び会員の実務担当者から選任する。
- (3) 本懇談会に座長を置く。
- (4) 座長は委員から座長代理を指名し、議事進行を代理させることができる。
- (5) 本懇談会にオブザーバーを置くことができる。
- (6) 座長は必要に応じて、関係者及び有識者等の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (7) 必要に応じ、本懇談会にワーキング・グループを置くことができる。
- (8) 本懇談会は、その審議状況について、適宜エクイティ委員会に報告を行う。

4. 事務の所管

本懇談会の庶務は、本協会 自主規制本部 自主規制 1 部が担当する。

以 上

平成 22 年度「未公開株通報専用コールセンター」通報状況について

平成 23 年 4 月 19 日

日本証券業協会

当センターに寄せられた情報について(別表参照)

- ① 平成 22 年 4 月 1 日のコールセンター稼働から平成 23 年 3 月 31 日までに寄せられた通報総件数は 6,351 件
1 日あたり平均通報件数は約 26 件。
- ② 勧誘形態は、仲介者によるものが約 66 パーセント。自己募集によるものが約 34 パーセントとなっている。
自己募集によるものの場合は、従来の「募集対象者 49 人以下」を謳う募集パターンの他、地域や未公開会社の地縁(代表者の出身地)を強調した「〇〇市限定若しくは募集対象者〇〇人限定」を謳う社債募集パターンが見受けられる。
- ③ 通報者の約 52 パーセントが 70 歳以上の高齢者で、60 歳代までを含めると約 82 パーセントを占める。
- ④ 相談者の男女比では、男性が約 59 パーセント、女性約 41 パーセントとなっている。
- ⑤ 商品別では、社債に係る通報比率が増加しており、11 月には 40 パーセントを超え、最も通報が多い商品となったこともあった。最近 4 ヶ月については、未公開株式に係る通報比率が増加している。
- ⑥ また、最近は高利回りを謳った未公開会社の社債や投資事業組合出資証券、リゾート会員権の他、イラクディナールやスーダンポンド等外国為替取引を持ちかける勧誘ケースも増加している。
- ⑦ 勧誘手口からみると、電話だけで被害に遭うケースが 85 パーセントを超えていて、ダイレクトメールと電話の組合せで被害に遭うケースを含めると 93 パーセントとなっている。
- ⑧ 勧誘経緯からみると、複数の人間が登場し一人の消費者をだます“劇場型”と呼ばれるケースや、金融庁・証券取引等監視委員会等の公的機関や実在しない(かつては存在したが合併等により消滅した)証券会社等を騙り消費者を安心させた上で取引を勧誘するケースの他、既に未公開株等を保有している消費者(一度被害にあった消費者も含む)をターゲットとした『二次被害』も増加中である。

以 上

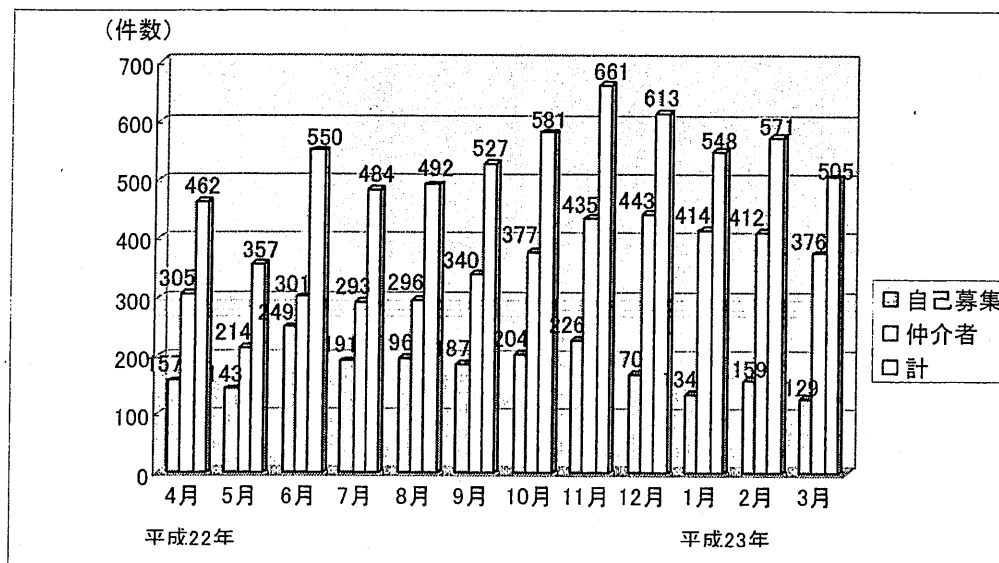
平成 22 年度「未公開株通報専用コールセンター」通報状況について(別表)

平成 23 年 4 月 19 日

日本証券業協会

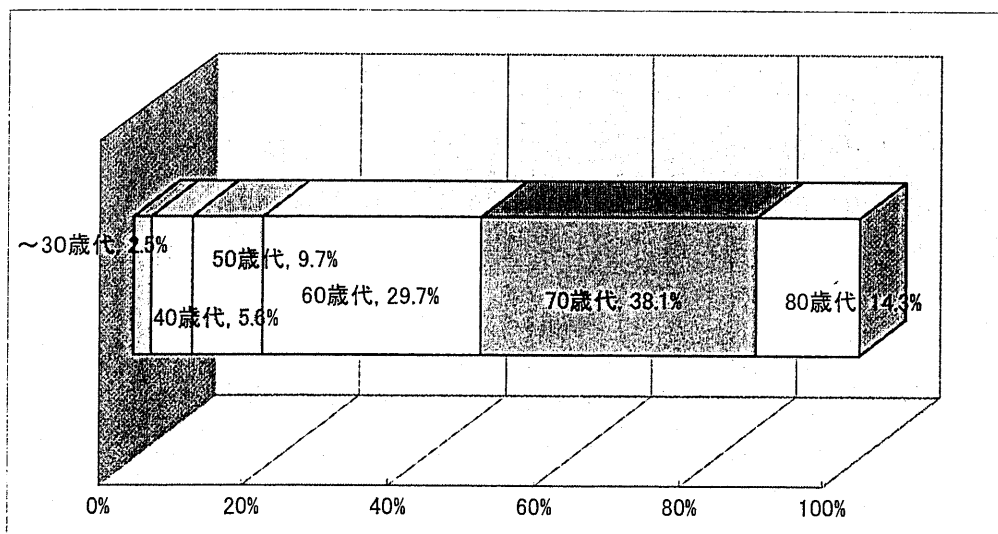
1. 通報件数と募集形態

通報件数と募集形態の推移(月別)



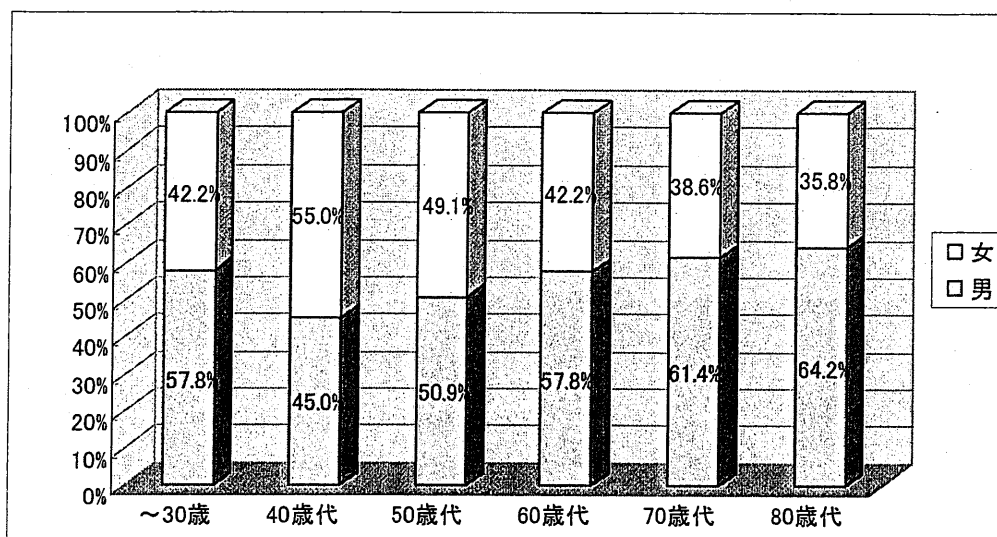
2. 通報者年齢

通報者年齢(平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月計)



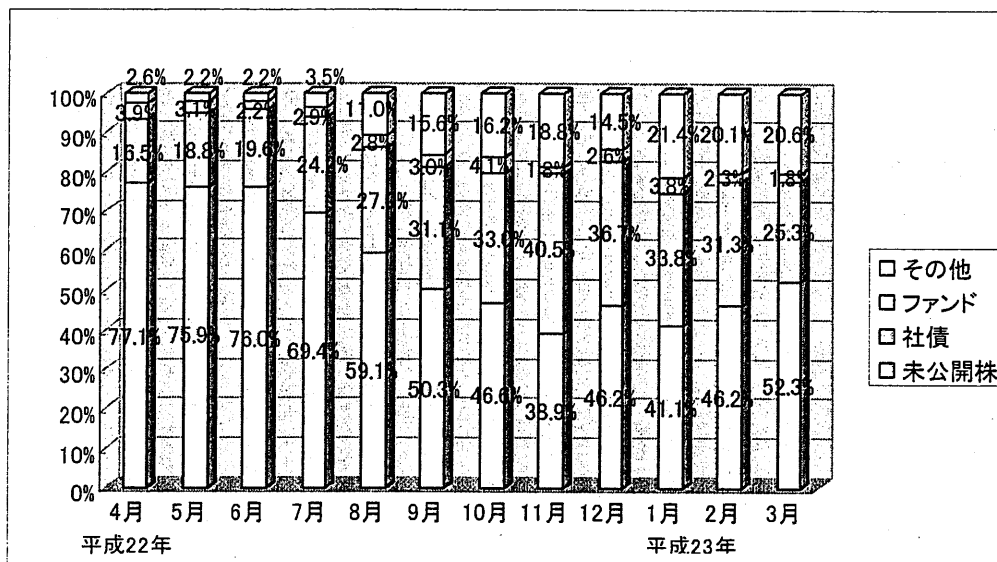
3. 通報者年齢別男女比

通報者の男女比(平成 22 年4月～平成 23 年3月計、男 58.7% : 女 41.3%)



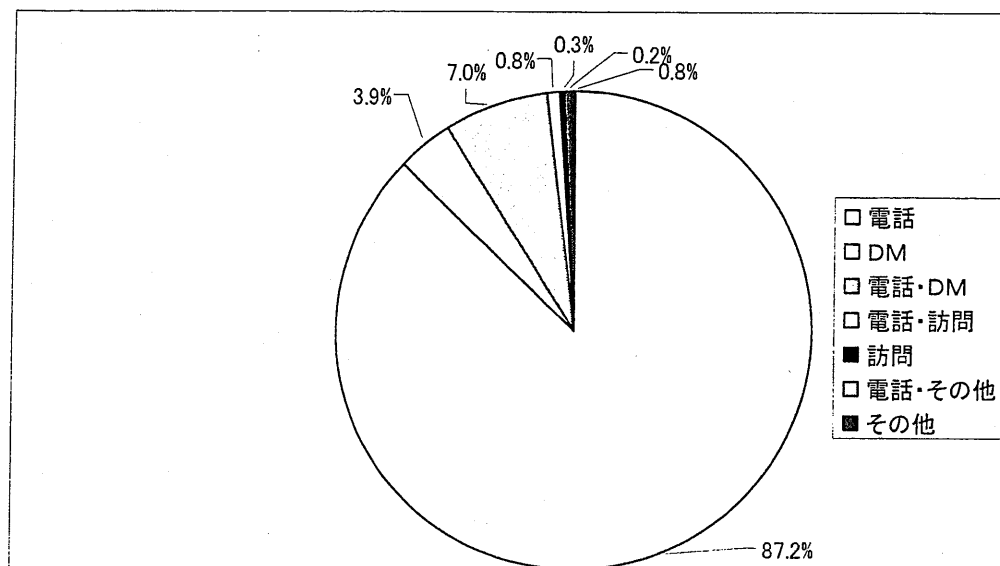
4. 被害対象有価証券等

被害対象有価証券等の推移(月別)



5. 勧誘手口

勧誘手口(平成 22 年4月～平成 23 年3月計)



以 上

日本証券業協会における未公開株式・社債等の投資勧誘による被害防止のための取組みについて

1. 具体的な取り組み状況

実施時期	対応策
平成 21 年9月	・未公開株式の被害防止の対応を図る観点から、金融庁、証券取引等監視委員会、警察庁及び自主規制機関相互の緊密な連携の下、関係者間の情報交換を積極的に行い、具体的な対応策を検討することを目的として、「未公開株式の投資勧誘による被害防止対応連絡協議会」を設置。 → 「未公開株式の投資勧誘による被害防止に向けた具体的な方策について」報告書を取りまとめた(平成 22 年1月)。 ・平成 22 年4月以降は、四半期に一度協議会を開催し、報告書記載の対応策の進捗状況等の報告や意見交換を実施。
平成 22 年4月	・本協会内に「未公開株通報専用コールセンター」を設置。 → 情報の一元化を図り、相談者へのアドバイスができる態勢にするとともに、寄せられた情報を行政に提供。
平成 22 年4月 ～	・本協会ホームページにおける情報配信 → コールセンターへの通報状況の掲載、「投資者に対する注意喚起(インベスター・アラート)」の発信、行政機関へのリンクの掲載
平成 22 年6月 ～	・消費生活支援センター等の主催セミナー等での講演(随時)
平成 22 年6月 ～	・地方自治体発行の機関誌や消費生活支援センターの機関誌などに寄稿の実施(随時)
平成 22 年 10 月	・注意喚起のためのリーフレットの作成・配布(約 100 万部) → 協会員及び消費者庁の協力先に配布。また、協会主催の「投資の日」イベントでの配布
平成 22 年 10 月	・「未公開株・社債等の勧誘の対応等について(事例マニュアル)」の作成・配布 → 消費生活支援センター等で未公開株式・社債等の投資勧誘に係る相談を受ける相談員のための対応マニュアルとして作成。

2. 被害情報集約のイメージ（未公開株通報専用コールセンターフロー図）

